

改正案

現行

（金庫の名称について準用する会社法の読替え）  
 第二条の二 法第六条第三項において金庫の名称について会社法（平成十七年法律第八十六号）第八条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第二項	営業上	事業上

（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

第四条の三 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 法第十二条第六項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）  
 二 法第十二条第七項において準用する会社法第三百十二条第一項（法第二十四条第十項において準用する法第十二条第七項において準用する場合を含む。）

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（議決権について準用する会社法の読替え）

第四条の四 法第十二条第七項において代理人による代理権の行使について会社法第三百十条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十条第六項	電磁的記録	電磁的記録（同法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

2 法第十二条第七項において電磁的方法による議決権の行使について会社法第三百十二条第一項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

（新設）

（新設）

第三百十二條第一項	電磁的方法による	電磁的方法(信用金庫法第十二條第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この項に及び第三項において同じ。)
第三百十二條第四項	電磁的記録	電磁的記録(信用金庫法第二十三條第二項に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。)

(会員等以外の者からの監事の選任を要しない信用金庫の範囲)

第五條の二 法第三十二條第五項第一号に規定する政令で定める規模に達しない信用金庫は、その事業年度の開始の時に於ける預金及び定期積金の総額(以下この条及び第五條の五において「預金等総額」という。)が五十億円に達しない信用金庫とする。

2 (略)

3 信用金庫の事業年度の開始の時に於ける預金等総額が新たに五十億円以上となつた場合(転換(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第二條第七項に規定する転換をいう。第五條の五において同じ。))後の信用金庫又は合併により設立された信用金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に於ける預金等総額が五十億円以上である場合)においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十二條第五項第一号に掲げる信用金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該信用金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

(監事について準用する会社法の読替え)

第五條の三 法第三十五條の七において監事について会社法第三百八十一條第一項及び第三百八十三條第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十一條第一項	取締役(会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与)	理事
第三百八十三條第二項	第三百六十六條第一項ただし書	信用金庫法第三十七條第四項において準用する第三百六十六條第一項ただし書

(代表理事について準用する会社法の読替え)

(会員等以外の者からの監事の選任を要しない信用金庫の範囲)

第五條の二 法第三十二條第五項第一号に規定する政令で定める規模に達しない信用金庫は、その事業年度の開始の時に於ける預金及び定期積金の総額(以下この条及び次條において「預金等総額」という。)が五十億円に達しない信用金庫とする。

2 (略)

3 信用金庫の事業年度の開始の時に於ける預金等総額が新たに五十億円以上となつた場合(転換(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第二條第四項に規定する転換をいう。次條において同じ。))後の信用金庫又は合併により設立された信用金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に於ける預金等総額が五十億円以上である場合)においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十二條第五項第一号に掲げる信用金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該信用金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

(新設)

第五條の四 法第三十五條の九第二項において代表理事について会社法第三百五十四條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十四條の見出し	表見代表取締役	表見代表理事

(会計監査人の監査を要しない信用金庫の範囲)

第五條の五 法第三十八條の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない信用金庫は、その事業年度の開始の時における預金等総額が二百億円に達しない信用金庫とする。

2 信用金庫の事業年度の開始の時における預金等総額が新たに二百億円未満となつた場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十八條の二第一項に規定する信用金庫に該当するものとみなす。

3 信用金庫の事業年度の開始の時における預金等総額が新たに二百億円以上となつた場合(転換後の信用金庫又は合併により設立された信用金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における預金等総額が二百億円以上である場合)においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十八條の二第一項に規定する信用金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該信用金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

(会計監査人について準用する会社法の読替え)

第五條の六 法第三十八條の三において会計監査人について会社法第三百四十五條第一項及び第三百四十五條第一項及び第三百九十六條第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十五條第一項	選任若しくは解任又は辞任	選任、解任若しくは不再任又は辞任
第三百九十六條第二項第二号	電磁的記録を	電磁的記録(信用金庫法第二十三條第二項に規定する電磁的記録をいう)を

(電磁的方法による通知の承諾等)

第五條の七 法第四十五條第四項の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者(次項において「通知発出者」という)は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を

(新設)

(会計監査人の監査を要しない信用金庫の範囲)

第五條の三 法第三十七條の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない信用金庫は、その事業年度の開始の時における預金等総額が二百億円に達しない信用金庫とする。

2 信用金庫の事業年度の開始の時における預金等総額が新たに二百億円未満となつた場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十七條の二第一項に規定する特定金庫に該当するものとみなす。

3 信用金庫の事業年度の開始の時における預金等総額が新たに二百億円以上となつた場合(転換後の信用金庫又は合併により設立された信用金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における預金等総額が二百億円以上である場合)においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十七條の二第一項に規定する特定金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該信用金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

(新設)

(新設)

電磁的方法によつて発出してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(総代の選任に関する定款の記載事項)

第六条 法第四十九条第三項に規定する政令で定める事項は、総代の選任方法及びその選任に関して会員から異議の申出があつた場合の措置とする。

(出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第七条 法第五十二条第二項(法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。)並びに法八十九条第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法第五十九号。第十条から第十二条までにおいて「銀行法」という。)第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会(第八条の二、第十一条及び第十二条において「金庫」と総称する。)の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

(債券の募集等に関する法令の適用)

第八条の二 法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第一条の二第一項第十一号、国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第二十二条の三第五項その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券(信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

2 法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、金庫を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは、「信用金庫又ハ信用金庫連合会ノ業務」と読み替えるものとする。

3 (略)

(金融庁長官の認可を要しない事業の譲渡又は譲受け)

第九条 法第五十八条第六項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務のみに係る事業の譲渡又は譲受けとする。

一〜三 (略)

(金庫の解散及び清算について準用する会社法の読替え)

第九条の二 法第六十三条の規定において金庫の解散及び清算について会社法の規定を準用

(総代の選任に関する定款の記載事項)

第六条 法第五十条第三項に規定する政令で定める事項は、総代の選任方法及びその選任に関して会員から異議の申出があつた場合の措置とする。

(出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第七条 法第五十一条第二項(法第五十八条第五項において準用する場合を含む。)並びに法八十九条第一項において準用する銀行法(第十条から第十二条までにおいて「銀行法」という。)第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会(第八条の二、第十一条及び第十二条において「金庫」と総称する。)の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

(債券の募集等に関する法令の適用)

第八条の二 法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条本文、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第一条の二第一項第十一号、国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第二十二条の三第五項その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券(信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

2 法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、金庫を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは、「信用金庫又ハ信用金庫連合会ノ業務」と読み替えるものとする。

3 (略)

(金融庁長官の認可を要しない事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の譲受け)

第九条 法第五十八条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務のみに係る事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の譲受けとする。

一〜三 (略)

(金庫の整理について準用する商法等の規定の読替え)

第九条の二 法第六十二条の規定において金庫の整理について商法の規定を準用する場合に

する場合には、同法の規定中「清算株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「清算人会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十二条第一項	第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人	代表清算人
第四百九十四条第二項	電磁的記録	電磁的記録（信用金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）
第四百九十六条第一項第四号	電磁的方法	電磁的方法（信用金庫法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。）
第四百九十七条第一項	次の各号に掲げる清算株式会社においては、清算人は、当該各号に定める	清算金庫においては、清算人は、第四百九十五条第二項の承認を受けた

（清算人について準用する会社法の読替え）

第九条の三 法第六十四条の規定において金庫の清算人について会社法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十七条第一項	株主（監査役設置会社にあつては、監査役）	監事
第三百六十条第一項	株式を有する株主	会員である者

おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十一条第一項	取締役、監査役	理事、監事
第三百八十二条	本店及び支店	主たる事務所及従たる事務所
第三百八十六条	取締役又ハ監査役	理事又ハ監事
第三百八十七条第一項	第一号及至第三号 本店及び支店	第一号、第三号 主たる事務所及従たる事務所
第三百八十八条第二項及び 第三百八十九条	取締役又監査役	理事又監事
第三百九十条第一項	取締役、監査役	理事、監事
第三百九十一条第二項、第 三百九十七条第二項及び第 三百九十八条第二項	取締役	理事

2 法第六十二条の規定において金庫の整理について非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三十五条ノ二十四	本店	主たる事務所
第三百三十五条ノ三十五第一 項及び第三百三十五条ノ三十 八第一項	本店及び支店	主たる事務所及従たる事務所
第三百三十五条ノ四十七	取締役又ハ監査役	理事又ハ監事

（新設）

第三百八十六条第二項	第三百四十九条第四項	信用金庫法第三十五条の九 第一項
第四百三十条（見出しを含む。）	役員等	清算人又は監事

（登記の嘱託について準用する会社法の読替え）

第九条の四 法第七十七条第一項の規定において金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）	読み替えられる字句 本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）	読み替える字句 主たる事務所
--	---	-------------------

2 法第七十七条第二項の規定において金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号ニに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百三十七条第一項（第一号ニに係る部分に限る。）	読み替えられる字句 本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）	読み替える字句 主たる事務所
--	---	-------------------

3 法第七十七条第三項の規定において金庫の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

（新設）

第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)	第九百三十条第二項各号	信用金庫法第七十四条第二項各号
---------------------------	-------------	-----------------

4 法第七十七条第四項の規定において金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第四項	第九百三十条第二項各号	信用金庫法第七十四条第二項各号

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第九条の五 法第八十五条の規定において金庫の登記について商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の規定を準用する場合には、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十一条第三項	会社法第四百七十八条第一項第一号	信用金庫法第六十三条において準用する会社法第四百七十八条第一項第一号
第八十二条第三項	第八十条又は前条	信用金庫法第六十三条において準用する会社法第四百八十三条第四項 信用金庫法八十三条又は第八十四条

(適用除外)

第九条の六 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十条 法第八十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第八十七条の五(第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定による通知
- 三・四 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(第四項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、

(新設)

(適用除外)

第九条の三 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十条 法第八十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第八十七条の四(第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定による通知
- 三・四 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(第四項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、

信用金庫に関するもの限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十一条、第三十五条第一項ただし書、第四十四条（法第三十五条の八第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項ただし書、第五十四条の二十二第二項ただし書、第五十八条第六項、第六十一条の六第四項並びに第八十七条の三ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書並びに第三十七条第一項第一号及び第三号の規定による認可及び承認

二〇八（略）

二〇五（略）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第十三条 法第八十九条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合には、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条の見出し	営業	事業
第四条第四項	前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは	公益上必要があると認めるときは
第十二条の二第二項	第一項 定期積金等 預金者等の	信用金庫法第四条 定期積金 預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の
第十三条第二項	子会社（内閣府令で定める会社を除く。）	子会社（信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）
第十三条の二	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持	子会社

信用金庫に関するもの限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十一条、第三十三条第一項ただし書、第四十四条（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の十五第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項ただし書、第五十四条の十六第二項ただし書、第五十八条第三項並びに第八十七条の三ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書並びに第三十七条第一項第一号及び第三号の規定による認可及び承認

二〇八（略）

二〇五（略）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第十三条 法第八十九条第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条の見出し	営業の免許	事業の免許
第四条第四項	前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは	公益上必要があると認めるときは
第十二条の二第二項	預金又は定期積金等 預金者等 子会社	預金又は定期積金 預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。） 子会社（信用金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）
第十三条の二本文	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）	子会社



		第十四条の見出し	株式会社の子会社(当該銀行を除く。)	
		第十四条第二項	取締役等	理事
			会社法第三百六十五条第一項(競業及び取締役会設置会社との取引等の制限)の規定により読み替えて適用する同法第三百五十六條第一項(競業及び利益相反取引の制限)の規定及び同法第四百十九條第一項(執行役の監査委員に対する報告義務等)において準用する同法第三百五十六條第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三十七條第一項	信用金庫法第三十五條の五第一項の規定による理事会の承認に対する同法第三十七條第一項
		第十四条の二第二号	第三章及び第四章	第十九條第二項、第二十一條第二項及び第二十六條
		第二十一條第三項	電磁的記録	電磁的記録(信用金庫法第二十三條第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)
		第二十一條第四項	電磁的方法	電磁的方法(信用金庫法第十二條第三項に規定する電磁的方法をいう。)
		第二十四條第二項	次項、次條第二項及び第五項並びに第四十七條第二項	次項並びに次條第二項及び第五項
		第二十七條	會計参与若しくは監査役	若しくは監事
		第三十四條第一項	株主総会の決議(会社法第四百六十八條(事業譲渡等の承認を要しない場合)の規定により同法第四百六十七條第一項(事業譲渡等の承認等)の決議によらずに事業の全	総会の決議(信用金庫法第五十八條第二項ただし書の規定により総会の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、理事会の決議)

		第十四条の見出し	取締役又は執行役	理事
		第十四条	取締役等	理事
			取締役又は執行役	理事
		第十四条の二第二号	第三章及び第四章	理事の
		第十五条(見出しを含む。)	営業時間	第十九條、第二十一條及び第二十六條
		第十六条	営業所	業務取扱時間
		第十九條第一項及び第二項	営業年度	事業年度
		第十九條第三項	これらの報告書	当該報告書
		第二十一條第一項及び第二項	営業年度	事業年度
		第二十五條第一項	営業所	事務所
		第二十七條	取締役、執行役	事務所
			監査役	理事
		第二十八條	第四条第一項	監事
		第三十四條の見出し	第四条第一項	信用金庫法第四条
		第三十四條第一項、第三項及び第四項	営業等	信用金庫法第四条
			営業	事業等
			信用金庫等	事業
			事業	銀行
			株主総会の決議(商法第二百四十五條ノ五(簡易な営業の譲受けの手続)(第三十條第五項の規定により信用金庫等を会社とみなして適用する場合を含む。)の規定により商法第二百四十五條	営業
				総会の決議

第三十四条第三項	部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定)	第五十七条	信用金庫法第八十七条の四第一項
第三十五条第一項	同項の各別の 株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定	同条各号	同項各号
第三十六条の見出し	決議又は決定	決議	第一項の各別の
第三十六条第一項	会社分割又は事業 会社分割により事業の全部若しくは一部を承継させ、又は事業の全部若しくは一部	事業	事業の全部又は
第三十六条第二項	第五十七条第一号	信用金庫法第八十七条の四第一項第一号	信用金庫法第八十七条の四第一項第一号
第三十七条第一項第一号	銀行業	銀行業	金庫(信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。)の事業の一部
第四十四条第四項	銀行法	信用金庫法	信用金庫法
第四十五条第七項第一号	会社法第四百七十五条第二号又は第三号	信用金庫法第六十三条において準用する会社法第四百七十五条第二号	信用金庫法第六十三条において準用する会社法第四百七十五条第二号
第四十五条第八項	会社法	信用金庫法第六十三条において準用する会社法	信用金庫法第六十三条において準用する会社法
第四十六条第一項	清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続	清算手続、破産手続、再生手続又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規	清算手続、破産手続、再生手続又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規

第三十五条第一項	決議又は決定	決議	第一項(営業の譲渡又は譲受け等)の決議によらずに営業又は事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定)
第三十六条の見出し	決議又は決定	決議	第一項(営業の譲渡又は譲受け等)の決議によらずに営業又は事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定)
第三十六条第一項	分割又は営業 分割により営業の全部若しくは一部を承継させ、又は営業の全部若しくは一部を譲渡したときは	事業	事業の全部又は一部を譲渡したときは
第三十七条第一項	銀行業	銀行業	信用金庫又は信用金庫連合会(以下「金庫」と総称する。)の事業の一部
第三十七条第三項	株主総会	総会	総会
第四十一条第一項	第四十一条第一項	信用金庫法第四条	信用金庫法第四条
第四十二条第一項	営業所	事業所	事業所
第四十三条第一項	当該銀行のあつた会社	当該金庫	当該金庫
第四十四条第一項	当該会社	当該金庫	当該金庫
第四十六条第一項	清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続	清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規定による更生手続又は承認援助手続	清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規定による更生手続又は承認援助手続
第五十六条(第四号から第	第四条第一項	信用金庫法第四条	信用金庫法第四条

第五十六条第三号	第四十一条第四号	定による更生手続
		信用金庫法第三十条第一号

2 法第八十九条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の四十四第二項	預金者等の	預金者又は定期積金者(以下この項において「預金者等」という。)の
第五十二条の五十一第二項	定期積金等	定期積金
	電磁的記録	電磁的記録(信用金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)
	電磁的方法	電磁的方法(同法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。)
(略)	(略)	(略)

3 法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理業」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同法の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の四十四第二項	(略)	(略)
第一条第十四項第一号	(略)	(略)
第二項第一号	(略)	信用金庫法第八十五条の二

九号までを除く。)	第四十一条第四号	信用金庫法第三十条第一号
第五十七条の二	第四条第一項	信用金庫法第四条

2 法第八十九条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の四十四第二項	預金者等の	預金者又は定期積金者(以下この項において「預金者等」という。)の
第五十二条の五十一第一項	預金又は定期積金等	預金又は定期積金
	営業年度	事業年度
(略)	(略)	(略)

3 法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理業」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同法の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の四十四第二項	(略)	(略)
第一条第十四項第一号	(略)	(略)
第二項第一号	(略)	信用金庫法第八十五条の二

(略)		第五十二条の五十一第二項	
(略)	電磁的方法	電磁的記録	預金者等の 定期積金等
(略)	電磁的方法(同法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。)	電磁的記録(信用金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)	預金者又は定期積金の積金者(以下この項において同じ。)

(略)	第五十二条の五十一第一項	
(略)	営業年度	預金者等の 預金又は定期積金等
(略)	事業年度	預金者又は定期積金の積金者(以下この項において同じ。)